

## 用 語 集

見出し	語句	解説
A	SDGs	持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の略称のこと。平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。 17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。
	PDCA	plan-do-check-act (action) の略のこと。継続的に品質を管理するための手法。生産・品質などの管理を円滑に進めるための業務管理手法の1つ。
あ行	アクセシビリティ	物理的環境、輸送機関、情報通信及びその他の施設・サービスを利用できることをいう。
	移動等円滑化基準	高齢者や障害のある人等が円滑に移動または利用できるようにするため、国や地方自治体が定めるバリアフリー化の基準のこと。
	移動等円滑化促進地区	バリアフリー法第2条第20号の2に定められている、①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区、②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区、③バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区の3つの要件を満たす地区のこと。
	移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）	国が定める基本方針に基づき、市町村が単独で又は共同して、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害のある人等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（移動等円滑化促進方針）を作成するもの。
	エスコートゾーン	道路を横断する視覚障害のある人の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障害のある人が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のこと。
	大阪府福祉のまちづくり条例	誰もが自由に安心してでかけられるまち、そして利用しやすい施設が「あたりまえ」のこととなるよう、安全で容易に利用できる施設の基準などを定めた大阪府の条例のこと。
	オストメイト	様々な病気や事故などにより、お腹に排泄のための『ストーマ（人工肛門・人工膀胱）』を造設した人のこと。

見出し	語句	解説
か行	カームダウン・クールダウン	発達障害や知的障害、精神障害、認知症など、光や音、人混みや周囲の視線が苦手な方が、移動に大きな不安や困難さによりパニックを起こさないよう、気持ちを休ませ落ち着かせること。または、そのスペースのこと。
	ガイドライン	政策や施策などの指針のこと。
	協働	複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。
	基準適合義務	一定の公共交通機関の施設（駅、車両等）や道路、路外駐車場、都市公園、建築物などについて、新設又は改良時に移動等円滑化基準へ適合させる義務があること。
	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある人等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。
	グリーンベルト	歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色して、車のドライバーに通学路であることを視覚的に認識させ、車両の速度を抑制させるとともに通行帯を明確にすることで、歩行者との接触事故を防ぐことを目的としたもの。
	交通バリアフリー法	平成12年（2000年）に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称のこと。公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備や旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の施設のバリアフリー化により、高齢者、障害のある人等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図ることを目的とした法律のこと。
	国勢調査	日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる調査のこと。
	心のバリアフリー（ユニバーサルデザイン 2020 行動計画）	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
さ行	視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）	視覚障害のある人が歩行に必要な情報を提供し、安全に誘導するため、路面や床面に敷設されるブロックのこと。
	社会的障壁	障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの。
	障害の社会モデル	「障害＝バリア」は、社会（モノ、環境、人的環境等）と心身機能の障害があいまって作りだされているものであること。
	重点整備地区	バリアフリー基本構想において、公共交通機関・建築物、道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための旅客施設を中心とした地区や高齢者・障害のある人などが利用する施設が集まった地区のこと。

見出し	語句	解説
	情報アクセス・コミュニケーション	「情報アクセス」とは、自ら選択する言語、その他のコミュニケーションにより情報を取得、利用することをいい、「情報アクセシビリティ」とは、障害のある人が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人とのコミュニケーションを図ることができるようにすることをいう。
	生活関連経路	バリアフリー新法において定義される生活関連施設相互間の経路のこと。
	生活関連施設	バリアフリー新法において定義される相当数の高齢者、障害のある人等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設のこと。
た行	特定建築物	学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームなど、多数の者が利用する政令で定める建築物のこと。
	特定公園施設	移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設（園路、休憩所、駐車場、便所、水飲など）のこと。
	特定事業	移動等円滑化のために必要な施設の整備等に関する事業のこと。
	特定路外駐車場	道路、公園等に付属するものを除いた駐車場で、駐車面積が 500 m <sup>2</sup> 以上であり、料金を徴収している駐車場のこと。
	特別特定建築物	バリアフリー法で規定された多数の者が利用する建築物である特定建築物のうち、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害のある人等が利用する建築物のこと。
	都市機能誘導区域	立地適正化計画において、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図られる区域のこと。
	都市公園	都市計画法に規定する都市計画施設である公園又は緑地で、国や地方公共団体等が設置するもの。
な行	ノンステップバス	床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバスのこと。
は行	ハートビル法	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称のこと。不特定多数の人の出入りする公共的な建築物について、高齢者や身体障害のある人（車椅子、点字ブロック他）などの社会的弱者への対応を、建築物の保有者について義務付けるもの。平成 18 年（2006）年 12 月 20 日にバリアフリー新法の施行に伴い廃止された。

見出し	語句	解説
	パーキング・パーミット制度	公共施設や商業施設をはじめとする、さまざまな施設に設置されている障害者等用駐車区画の利用対象者を、障害のある人、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難と認められる人に限定し、対象者には利用証を交付することで適正利用を図る制度のこと。
	バリアフリー	高齢者や障害のある人等が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物および状態のこと。
	バリアフリースイレ	令和2年度(2020年度)に「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が改正され、多目的トイレから個別機能を備えた各種トイレの総称として「高齢者障害者用便房(バリアフリースイレ)」と位置付けられたもの。
	バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称のこと。高齢者、障害のある人等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するために、平成18年(2006年)12月に施行された。
	ハンプ	交通安全対策のために、道路の路面に設けられた凸状の部分のこと。自動車を減速させて歩行者・自転車の安全な通行を確保することを目的としており、通過する車両を一時的に押し上げることで事前にこれを見たドライバーが速度を落とすことをねらっている。
	ヘルプマーク	援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない障害のある人や内臓疾患・難病患者、または、妊娠初期の方などが、周囲に障害や心身の状態への配慮を求め、援助を受けやすくするために作成されたマークのこと。
	ホームドア	ホームと線路を仕切るスクリーン上の設備で、ホームの端に設けられ、線路側に体を出すことができない構造のものを「ホームドア」といいますが、わが国では、ホームから130cm程度の高さの「可動式ホーム柵」も広い意味でホームドアと呼ばれており、現在可動式ホーム柵などを中心に事業者によるホームドアの整備が進められています。 ※日本民営鉄道協会HP参照
ま行	マタニティマーク	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするマークのこと。
	無電柱化	道路の地下空間を活用し、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。
や行	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

見出し	語句	解説
	ユニバーサルデザイン 2020 行動計画	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザインの街づくり・「心のバリアフリー」を推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するため策定された計画のこと。
ら行	ルート	道路や路線のこと。
	路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの。
わ行	ワークショップ	何かについてのアイデアを出し合い、意思決定をする集まりのこと。地域にかかわる様々な立場の人々が自ら参加して、地域社会の課題を解決するための改善計画を立案検討するなど、進めていく共同作業とその総称として近年用いられる。